

高津川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 上流域は、西中国山地国定公園の一部を擁する。
- ・ 中流域は、山間の穿入蛇行^{せんにゅうだこう}の河道形状を呈し、アユの好漁場
- ・ 下流域は、島根県石西地域の中心都市「益田市」を擁する
- ・ 流域の地質、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 河川争奪により最上流域を喪失
- ・ 上流域には、ブナ等の広葉樹の自然植生が残り、上流部の支川にはインドジョウヤゴギ、両生類ではモリアオガエル、ブチサンショウウオも生息
- ・ 中流域は、瀬と淵が交互に連続する変化に富んだ河床で、天然のアユは吉賀町柿木付近にまで遡上し、サクラマスやサケも天然遡上
- ・ 下流域は、緩やかな蛇行形状を保っているが比較的勾配が急で礫河原が存在し、アユの生息が多くアユカケも生息

(舟運の歴史)

- ・ 藩政時代から盛んで、上流は下須（吉賀町柿木）や津和野に達していた
- ・ 藩政時代には、高津川を高瀬舟で遡り日原に製鉄原料を運び、上流の山地からは製鉄用の薪炭材を輸送
- ・ 近世に入っても、大正12年のJR山口線開通までは物資の重要な輸送手段であったが現在は見られなくなった

(災害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 近代的な治水の端緒として、昭和7年度から、島根県が河道改修に着手
- ・ 大きな被害を出した昭和18年洪水を受け、昭和24年度から昭和27

年度にかけて国により抜本的な改修に着手

- ・ 昭和 4 2 年度に工事实施基本計画を策定
（高津 基本高水のピーク流量 4,200m³/s、計画高水流量 4,200m³/s）
- ・ 昭和 4 7 年 7 月災害を受けた後、各地で改修事業に着手、現在まで築堤・護岸等の工事を継続

（水質）

- ・ 近年では上流から下流まで一貫して B O D 7 5 % 値が 0.5mg/l 程度と、環境基準値を十分満足
- ・ 中国地方 1 位、全国でも 7 位に相当する清澄な水質（平成 1 5 年度）

（河川水の利用）

- ・ 農業用水として約 2,000ha のかんがいに利用されるほか水力発電に利用されている

（河川の利用）

- ・ 大型の天然アユが生息することから、関東や関西方面からの遊漁者も来訪し年間延べ約 8 万人がアユ釣りを実施
- ・ 「益田水郷祭」や「高津川いかだ流し大会」、カヌーなどの水面利用

（河川に関する地域活動）

- ・ 地域の活性化や自然環境の保護等をテーマとして経年的に意見交換を行う場として「高津川活性化サクセス会議」を継続的に開催
- ・ 身近な河川敷の除草や清掃、美化活動をボランティアで行う「水辺 EN 組プログラム」にも地元団体が積極的に参加

（ 2 ）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（治水、利水、環境の総合的な方針）

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体となった取り組みを推進
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切な維持管理

ア．災害の発生の防止又は軽減

（流域全体の河川整備の方針）

- ・洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、豊かな自然環境の保全に十分配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削、護岸等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の機能の確保及び施設管理の高度化、効率化
- ・情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・本支川、上下流バランスを考慮した水系一環した河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・将来、新たな水需要が生じた場合には、関係機関と調整しながら、水資源の合理的な利用の促進を図る
- ・渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備を関係機関と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・治水や河川利用との調和を図りつつ、自然環境の保全・再生に努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・瀬・淵が交互に連続する現状の河床状態については、治水面との調和を図りつつ、可能な限り保全に努める
- ・水際と緑の連続性等を確保することにより、動植物の生息・生育環境の保全・向上に努める

(良好な景観の維持、形成)

- ・穿入蛇行する特徴的な景観等、周辺の山の緑と調和した河川景観の保全を図る
- ・中流の人家連担地区や下流の都市部における貴重な空間としての水辺景観の維持、形成に努める

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める
- ・水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や住民等と連携して推進することにより、人と川との関係の再構築に努める

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携、調整、及び住民等との連携を図りながら、現状の良好な水質を保全できるよう努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る
- ・住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

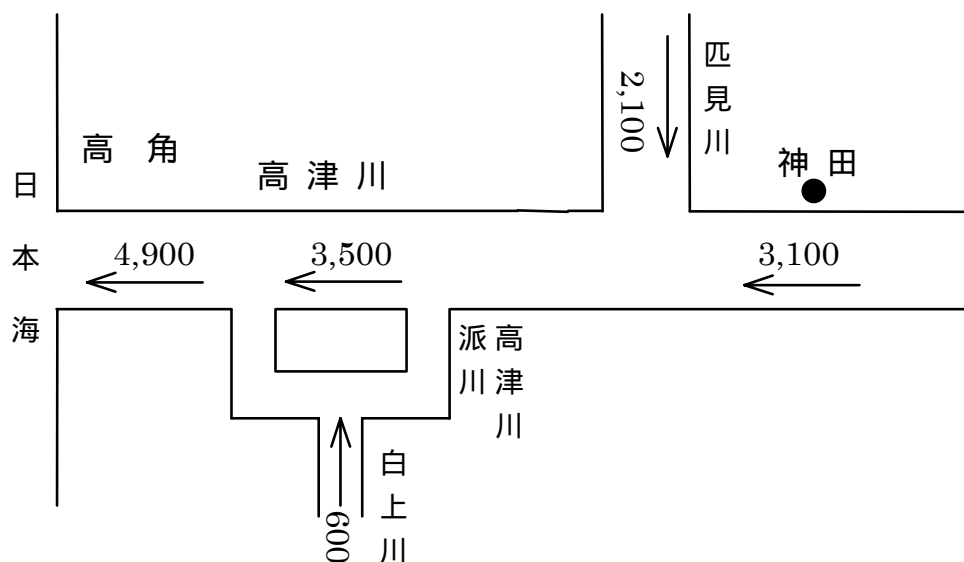
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
高津川	たか 高 づの 角	5,200	300	4,900

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

高津川計画高水流量図 (単位: m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
高津川	たか 高 角 つの	2.4	6.80	250
	かん 神 田 た	12.9	25.68	160

(注)T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 神田地点 : 動植物の保護等考慮して概ね $4m^3/s$